

# 令和5年度 市民税・県民税

## 特別徴収取扱の手引

### 逗子市役所 (市町村コード 142085)

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

電話 046-873-1111 (代表)

連絡先 特別徴収にかかる届出について・・・課税課  
納入について・・・納税課

問い合わせの際は指定番号(8から始まる8桁の番号)をお伝えください。

オフィスや自宅から全地方公共団体へ電子的届出・納入ができる、地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用ください。

地方税共同機構 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

### —目次—

特別徴収の完全実施について	1
令和5年度市民税・県民税の特別徴収について	2
特別徴収事務の取扱要領	3～4
退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収	5
納入書の取扱について	6～7
令和5年度市民税・県民税の税額算出方法	8
給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書記入上の注意	9

### 届出様式等

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書  
特別徴収切替届出(依頼)書  
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書  
郵便局長宛 指定通知書

届出様式等は逗子市のホームページからダウンロードできます。

逗子市 特別徴収 検索

個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収等関係書類



# 神奈川県及び県内全市町村では、特別徴収の完全実施をめざします！

日頃から、神奈川県及び市町村の税務行政につきましては、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川県及び県内すべての市町村では、平成28年度以降の個人住民税について、要件を満たすすべての事業者には特別徴収を実施していただいております。

これまで、パート・アルバイト等の方は普通徴収として取り扱われている場合がありましたが、所得税の源泉徴収が行われているすべての従業員の方について、特別徴収としてお取扱いいただくものです。

事業者の皆様におかれましては、今後も引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

## 特別徴収Q&A

Q アルバイト・パートの従業員を特別徴収しなければならない理由は何ですか？

A 所得税の源泉徴収を行っている事業者は特別徴収の対象となります（地方税法第321条の4）。アルバイト・パートの従業員でも、所得税が源泉徴収され、前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、特別徴収の対象となります（地方税法第321条の3）。

Q アルバイト・パートを含むすべての従業員を特別徴収するのですか？

A 上記の要件に該当する場合、アルバイト・パートを含むすべての従業員を特別徴収する必要があります。ただし、次の普A～普Fに該当する場合には普通徴収が認められます。

普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当するすべての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が100万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

Q 神奈川県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？

A 神奈川県外の方であっても原則として特別徴収をしなければなりません。手続きの詳細は該当する市町村にお問い合わせください。

Q 4月1日現在は就職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることができますか？

A 特別徴収への切替申請書を提出してください。納期限が過ぎていない納期分について、年の途中から特別徴収に切り替え、事業者宛てに税額決定通知書と納入書をお送りします。

Q 従業員から普通徴収にしてほしいと希望が出されているのですが？

A 法定要件（地方税法第321条の4）に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収方法を選択することはできません。従業員の方に特別徴収となる旨をご説明ください。

# 令和5年度<sup>市民税 県民税</sup>の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、皆様の深いご理解とご協力によりまして、多大な成果をあげておりますことを厚く御礼申し上げます。

本年度も、別添税額通知書のとおり特別徴収をお願いするわけですが、その事務取扱いについては、次の事項にご留意のうえ、なおいっそうのご協力を賜われますようお願いいたします。

## 1. 特別徴収

市民税・県民税の特別徴収とは、給与等の支払者が毎月給与等を支払う際に納税者が納めるべき市民税・県民税を徴収し納入する制度です。

## 2. 特別徴収義務者

給与の支払いをする際に所得税を徴収し納付する義務のある者は、市長の指定により従業員の市民税・県民税を徴収し納入しなければなりません。

## 3. 納税義務者

特別徴収の対象となる納税義務者は、令和5年1月1日現在逗子市内に住所を有する人で前年中に給与所得があり、かつ、令和5年4月1日現在引き続き給与の支払いを受けている人です。

## 4. 非課税者

次の(1)又は(2)の人は市民税・県民税の全部（均等割額及び所得割額）が非課税となります。

- (1) 令和5年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
  - ア 障害者…身体又は精神に障害がある人
  - イ 未成年者…平成17年1月3日以後に生まれた人で未婚の人
  - ウ 寡婦…次のa又はbに該当する人

a, 夫と離婚したのち婚姻していない人で、扶養親族を有するとき。（合計所得金額が500万円以下であるとき。）

b, 夫と死別したのち婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下であるとき。

エ ひとり親…現に婚姻していない又は配偶者が生死不明等で次のいずれにも当てはまる人（①合計所得金額500万円以下、②総所得金額等が48万円以下の生計を一つにする子がいる、③事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない）

## 5. 所得割の非課税

前年の所得金額の合計額が次の金額以下の人に対しては所得割は課税されません。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 32万円 + 10万円$$

※「扶養親族の数」は、扶養控除の対象とならない平成19年1月2日以後生まれの扶養親族についても含まれます。

## 6. 均等割の非課税

前年の所得金額の合計額が次の金額以下の人に対しては均等割は課税されません。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 21万円 + 10万円$$

※「扶養親族の数」は、扶養控除の対象とならない平成19年1月2日以後生まれの扶養親族についても含まれます。

## 7. 税額の計算

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。所得割額は、前年中の所得金額を基礎として計算されますが、詳しくは8頁の図式をご覧ください。

退職所得に対する市民税・県民税のしくみは5頁をご覧ください。

## 特別徴収事務の取扱要領

### 1. 税額通知書の配付

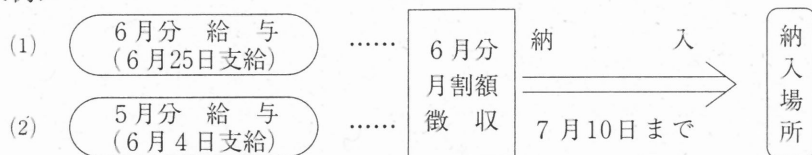
特別徴収義務者への通知書と合わせて納税義務者への通知書をお送りしますので、その人員等を確認し、各納税義務者に配付してください。

なお、すでに退職等をした人についてはこの手引の9頁以降の給与所得者異動届出書記入上の注意を参照の上、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」をeLTAX又は書面で提出してください。

### 2. 月割額の徴収

別添税額通知書に各納税義務者の月割額が算出されていますので、第1回目の月割額は6月に支払う給与から、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

<例>



(注) (2)は特殊な事例を示してあります。

### 3. 月割額の納期限

令和5年度月割額の納期限は次の表のとおりです。納入書を使用する場合は、各納税義務者から徴収した月割額の合計額を別添の当月分納入書にはっきり記入し、納入してください。

※ 納期の特例を受けている場合は、11月分と5月分の2回が納期となります。

納期	納期限	納期	納期限
6月分	7月10日	12月分	1月10日
7月分	8月10日	1月分	2月13日
8月分	9月11日	2月分	3月11日
9月分	10月10日	3月分	4月10日
10月分	11月10日	4月分	5月10日
11月分	12月11日	5月分	6月10日

### 4. 納入について

#### (1) 納入書を使用する場合

市民税・県民税は、同封しております納入書を使用し、6頁記載の納入場所で納入してください。指定ゆうちょ銀行及び郵便局以外のゆうちょ銀行及び郵便局で納入を希望される場合には、別添指定通知書に日付と店(局)名を記入して払込の際、納入書とともに差し出してください。なお、指定ゆうちょ銀行の本・支店又は指定郵便局は引き続き利用できますので毎回提出する必要はありません。ゆうちょ銀行及び郵便局以外の金融機関を利用される事業所は、指定通知書の提出は必要ありません。

#### (2) 地方税ポータルシステム (eLTAX) を使用する場合

オフィスや自宅から全地方公共団体へ電子納税ができます。詳しくは地方税共同機構ホームページをご覧ください。

地方税共同機構 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

### 5. 納期限までに税金を納入しない場合

#### (1) 延滞金

地方税法の規定により、納期限の翌日から本税完納の日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。

#### (2) 督促状

地方税法及び逗子市市税条例の規定により、納期限までに本税が完納されないときは、納期限から30日以内に督促状が発送されます。

#### (3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金(延滞金を含む。)が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

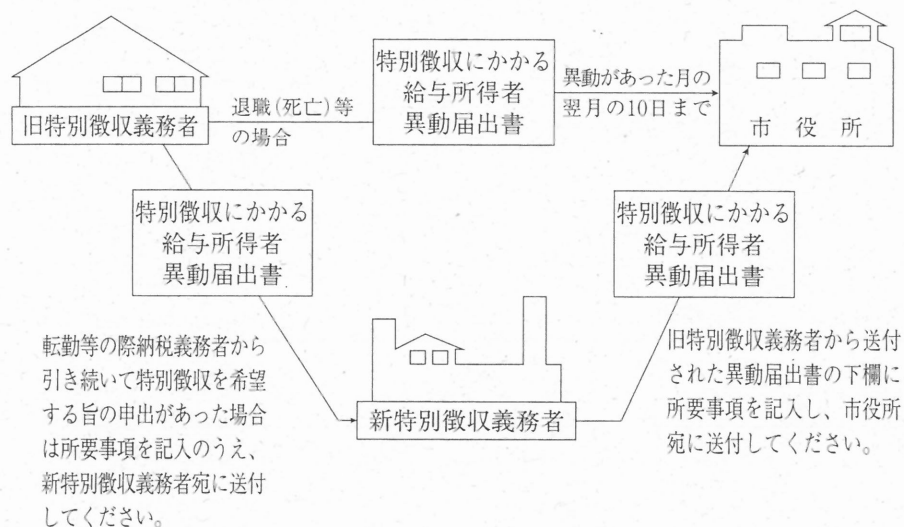


## 6. 納税義務者の異動

納税義務者に異動(退職・死亡・転勤等)が生じたときは、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月の10日までにeLTAX又は書面で提出してください。

なお、転勤等をして引き続き特別徴収を希望する場合には、異動届出書は転勤先を経由して提出してください。(eLTAXによる提出の場合、経由は不要です。)

※転勤先を経由する場合、転勤元の特別徴収義務者は異動届出書に納税義務者の個人番号を記入しないでください。



## 7. 未徴収税額の一括徴収

特別徴収の方法で納めている納税義務者が退職等をした場合、給与から差し引けなくなった未徴収税額は、通常、普通徴収の方法に変更して納税義務者から直接納めていただくことになっていますが、次に該当する人については、その未徴収税額を5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から一括して差し引いて納めていただくことになっています。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等をされる人  
(納税義務者からの一括徴収の申出が必要です。)
- ② 1月1日から4月30日までの間に退職等をされる人  
(納税義務者からの申出の有無は問いません。)

未徴収税額を超える給与又は退職手当等が5月31日までに支給される場合は

異動届出書を異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。また徴収した税額は翌月の10日までに他の特別徴収税額とあわせて納入してください。

(注) 納入書の納入金額(2)欄は「給与分」の欄に記載してください。(6頁参照)

この制度は退職等をされる人の納税の利便を図る趣旨から設けられたものです。6月1日から12月31日までの間に退職等をする人であっても、できるだけ一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただし、死亡による退職の場合は一括徴収できないため普通徴収(納税義務者へ直接納税通知書を送付し納める方法)となります。

## 8. 特別徴収税額の変更

納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、市民税・県民税特別徴収税額変更通知書をお送りしますので、その後の月割額は、この通知書に記載されている月割額を徴収してください。なお、納税義務者への通知書は各納税義務者に配付してください。

## 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税の税額は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算し、その支払いの際徴収していただくことになっていますので、次によりお取り扱いくださるようお願いいたします。

（注）このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

### 1. 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、退職手当等の支払いを受ける人です。

### 2. 課税市区町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市区町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在地の市区町村です。

### 3. 税額の計算

分離課税に係る所得割の課税標準（退職所得の金額）は、次により計算してください。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

（1,000円未満の端数切捨て）

※勤続年数5年以下の会社役員等（法人税法上の役員・国会議員及び地方議会議員・国家公務員及び地方公務員）に支払われる退職所得については、 $\frac{1}{2}$ を乗じません。

退職所得控除金額は、退職者の勤続年数に応じ、次の算式によって計算した額です。

令和4年1月1日以降に役員等以外の人に支払われる退職手当等からは、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について $\frac{1}{2}$ 課税が適用されなくなりました。

- (1) 勤続年数が20年以下の場合  
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
- (2) 勤続年数が20年を超える場合  
800万円+70万円×（勤続年数-20年）

なお、その人が障害者となったことにより退職したと認められるときは、(1)又は(2)の金額に100万円を加えた金額となります。

分離課税に係る所得割の税額は、次により計算します。

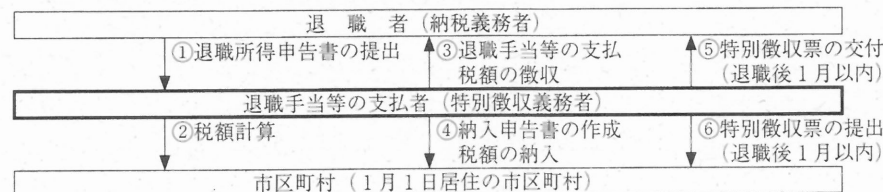
退職所得 の金額	×	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 2px;">税率</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市民税(6%)</td> <td style="padding: 2px;">県民税(4%)</td> </tr> </table>	税率		市民税(6%)	県民税(4%)	=	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 2px;">特別徴収すべき税額 ※</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市民税額(A)</td> <td style="padding: 2px;">県民税額(B)</td> </tr> </table>	特別徴収すべき税額 ※		市民税額(A)	県民税額(B)
税率												
市民税(6%)	県民税(4%)											
特別徴収すべき税額 ※												
市民税額(A)	県民税額(B)											
※ 特別徴収すべき税額（100円未満端数切捨て）												

### 4. 納入先・納入方法

特別徴収した分離課税に係る所得割額は、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在本市に住所を有していた場合は本市宛に、徴収した月の翌月の10日までに給与分と同じ「納入書」により納入してください。

なお、納入書には納入金額欄の「退職所得分」の欄に納入金額を、裏面の**納入申告書**には所要事項を記入してください。納入申告書については、特別徴収義務者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）の記載が必要です。個人事業主の方は、納入書裏面の納入申告書を使用せず、別紙の納入申告書に個人番号を含めた必要事項を記入し、金融機関を経由せずに直接市へ提出してください（郵送可）。

### 5. 退職所得に係る特別徴収手続きの流れ



# 納入書の取扱について

納入書は機械で処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。税額に変更があった場合でも納入書の再発行はいたしません。次のとおり納入書の金額を手書きで訂正して使用してください。なお、訂正印は必要ありません。

## 1. 退職、転勤、税額変更等により納入金額が変更になる場合

“納入金額(1)”に印字済の数字を横線で抹消し、当市より送付された特別徴収税額変更通知書により、変更後の月割額を“納入金額(2)”の給与分の欄と合計額の欄にそれぞれ記入してください。

## 2. 退職所得に係る税額があるため納入金額が変更になる場合

退職所得に係る税額と給与所得等に係る税額を併せて納入する場合には退職所得に係る税額を“納入金額(2)”の退職所得分の欄に記入し、合計額の欄には給与分と退職所得分の合計金額を記入してください。

## 3. 予備の納入書をご利用される場合

退職所得に係る税額のみ、又は延滞金のみを納入される場合や、記入ミスにより新たに書き直す場合等は、“納入金額(2)”の内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

## 4. 納入書記入上の注意点

- ・黒のボールペンで記入してください。
- ・鉛筆、蛍光ペン、消せるボールペン等は使用しないでください。
- ・用紙を折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ・数字を所定の枠からはみ出さないよう中央に記入してください。
- ・金額欄に“¥”マークは記入しないでください。

※ 予備の納入書を使い切ってしまった場合、会社事務の都合によって納入金額を前納して変更後の納入に対応できない場合にはご連絡ください。

## 5. 納入場所

- 逗子市役所 ● 横浜銀行 ● みずほ銀行 ● 三菱UFJ銀行 ● 三井住友銀行
- スルガ銀行 ● かながわ信用金庫 ● 湘南信用金庫 ● 中央労働金庫
- ゆうちょ銀行及び郵便局（神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内）
- 上記以外の指定ゆうちょ銀行・郵便局

※ 国内の本支店等で取り扱っております。

※ 金融機関によっては手数料がかかることがあります。

記入例 1. 退職、転勤、税額変更等により納入金額が変更になる場合

横線で抹消します

**神奈川県 逗子市** 個人市民税 個人県民税 **納入済通知書** (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
142085	00200-4-960152	逗子市会計管理者
3400000100000000000000000905		
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
令和 0509	81234567	12,300
142085	給与分 (一括徴収分を含む)	34500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 5年 10月 10日	額	
納付先 (ゆうちょ銀行取りまとめ店) 横浜貯金事務センター (〒224-8794)	(2) 合計額	34500
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒249-0006 逗子市逗子5-2-16 氏名又は名称 株式会社 逗子商事	納

納入済通知書の納入金額欄に¥は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→横浜銀行逗子支店(取りまとめ店)→市町村) (逗子市役所保管)

給与分と合計額の欄に変更後の金額を記入します

記入例 2. 退職所得に係る税額があるため納入金額が変更になる場合

退職所得分に金額を記入します

**神奈川県 逗子市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書** (公)

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 4 2 0 8 5	00200-4-960152	逗子市会計管理者
3400000100000000000000000905		
年 月 分	指 定 番 号	納 入 金 額 (1) 円
令和 0 5 0 9 8 1 2 3 4 5 6 7		12,300
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分
142085		197000 ←
<small>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</small>		
納期限 令和 5 年 10 月 10 日		
<small>横濱貯金事務センター (〒224-8794)</small>		
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 249-0006 逗子市逗子5-2-16 又 是 所 在 地 氏 名 株式会社 逗子商事 又 是 名 称	

納入済通知書の納入金額欄に¥は記入しないでください。

退職所得分と納入金額(1)の合計額を記入します

記入例 3. 予備の納入書を使用される場合

必要事項を記入します

**神奈川県 逗子市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書** (公)

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 4 2 0 8 5	00200-4-960152	逗子市会計管理者
3400000100000000000000000905		
年 月 分	指 定 番 号	納 入 金 額 (1) 円
令和 0 5 0 9 8 1 2 3 4 5 6 7		*****
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分
142085		197000 ←
<small>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</small>		
納期限 令和 5 年 10 月 10 日		
<small>横濱貯金事務センター (〒224-8794)</small>		
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 249-0006 逗子市逗子5-2-16 又 是 所 在 地 氏 名 株式会社 逗子商事 又 是 名 称	

納入済通知書の納入金額欄に¥は記入しないでください。

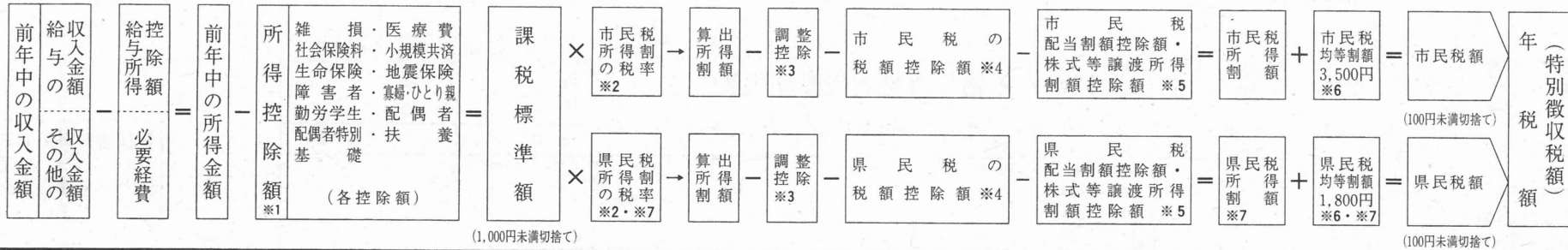
区分とその合計額を必ず記入します

※ 退職所得の納入をされる場合には、裏面の納入申告書に所要事項を必ず記入してください。



# 令和5年度 市民税・県民税の税額算出方法

※地方税法などが改正された場合は、改正内容に従って計算されます。



※1 所得控除額		
雑損控除額	次のうち、いずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除額	医療費の実負担額－(所得の合計額×5/100又は10万円のうち低い額) (限度額 200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合(セルフメディケーション税制) 特定一般医薬品等の購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)	
社会保険料控除額	健康保険、介護保険、雇用保険、厚生年金、国民年金等 支払った保険料の全額	
小規模企業共済等掛金控除額	小規模企業共済法に規定する第1種共済契約に基づく掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金 支払った掛金の全額	
生命保険料控除額	新契約	12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のとき 28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のとき 35,000円
	除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)
	地震保険料控除	支払金額 控除額 50,000円以下のとき 支払金額の1/2 50,000円超のとき 25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき 全額 5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のとき 10,000円
	基礎控除額	納税者本人の合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円
	障害者控除額	障害者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合 障害者1人につき 260,000円 特別障害者1人につき 300,000円 同居の特別障害者1人につき 530,000円
	寡婦控除額	所得者本人が寡婦である場合 260,000円
	ひとり親控除額	所得者本人がひとり親である場合 300,000円
	勤労学生控除額	所得者本人が勤労学生(合計所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下)である場合 260,000円

※2 所得割の税率	
市民税	6%
県民税	4.025%(うち、0.025%は超過課税分)
※3 調整控除	
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、以下の①②に応じた金額 ①個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 所得税との人的控除額の差の合計額 ロ 個人住民税の課税所得金額 ②個人住民税の課税所得金額が200万円超の者 [人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)]の5%(市民税3%、県民税2%) ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。	
※4 配当控除	
課税所得金額	1,000万円以下 1,000万円超の部分
種類	市民税 県民税 市民税 県民税
利益の配当	1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%
※4 住宅借入金等特別税額控除	
前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	
市民税	3/5
県民税	2/5
※5 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額	
区分	市民税 県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5 2/5
※6 復興増税による均等割額の引き上げ	
市民税均等割	3,000円を3,500円に(500円上乗せ)
県民税均等割	1,000円を1,500円に(500円上乗せ)
実施期間	平成26年度課税分から令和5年度課税分まで
※7 個人県民税の超過課税	
(神奈川県内の市町村で課税されている方が対象)	
所得割	4%を4.025%に(0.025%上乗せ) 均等割1,500円を1,800円に(300円上乗せ)
実施期間	平成19年度課税分から令和8年度課税分まで (令和4年度から5年間延長されました。)



# 給与所得者異動届出書の記入のしかた

## 給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。一括徴収にご協力ください。

特別徴収税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

異動した方の税額を、何月から何月まで徴収したかとその徴収した税額を記入してください。

異動した方の氏名・生年月日を記入してください。

税額通知書の住所を記入してください。

1月2日以降住所の異動があった場合に記入してください。

税額通知書等に記載された特別徴収税額を記入してください。

逗子市に転勤先の指定番号がある場合はその番号を記入してください。

①

年 月 日		給与特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地 フリガナ	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	8	宛名番号	連絡者の氏名並びにその電話番号	係氏名	電話	※市処理欄	入力	確認	通知書番号	
逗子市長		フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名		生年月日	旧住所	現住所	特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額(ア-イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	税額通知書でお知らせしました、指定番号と宛名番号を記入してください。			
フリガナ		大・昭・平 年 月 日	(旧姓)	(給与の支払を受けなくなった後の住所)	円	月分	円	円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.合休 4.休長 5.死亡 6.死 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他(特別徴収不可)	1.特別徴収継続 2.一括徴収(納付月を右に必ず記入してください) 3.普通徴収(未徴収税額を本人が納付する)	該当する事由を○で囲んでください。			
個人番号		(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		月分	円	円	円	円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.合休 4.休長 5.死亡 6.死 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他(特別徴収不可)	1.特別徴収継続 2.一括徴収(納付月を右に必ず記入してください) 3.普通徴収(未徴収税額を本人が納付する)	一括徴収税額を何月分(何月何日納期限分)で納入するかを記入してください。			

②

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計額(上記(ウ)と同額)
1.異動が年月日申出	年月日	円	円
2.異動がないため	年月日	円	円
一括徴収できない理由		円	円
(○をしてください)		円	円
1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため		円	円
2.その他理由		円	円

氏名	続柄	住所	電話

※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙種適用者)
	2(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下)
	3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
	4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

③

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	8	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	氏名	電話	新しい勤務先では
※新規事業所の場合は記入不要です						月割額 円を
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	フリガナ					月分
氏名又は名称						から徴収し、納入します。
代表者の職氏名						新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
						納入書 要 不要

【提出先】〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所 総務部 課税課 市民税係

新しい勤務先で特別徴収を開始する月と月割額を記入してください。

納入書の要・不要に○をしてください。

納税義務者が退職・休職・死亡などにより普通徴収又は一括徴収に切り替える場合  
異動届①の欄の全ての事項を記入してください。一括徴収の場合は②の欄も記入してください。

納税義務者が転勤などにより特別徴収を継続する場合

①の欄の個人番号欄を除く全ての事項を転勤元の特別徴収義務者が、③の欄の全ての事項と①の欄の個人番号欄を転勤先の特別徴収義務者が記入してください。

<給与支払報告書の住所が異なっていたとき>

給与支払報告書の住所が異なっていたため、納税義務者が令和5年1月1日現在の正しい住所地の市区町村で課税されていない場合は、「旧住所」に正しい住所地を記入し、「異動の事由」で「8.住所誤報」を選び、すみやかに提出してください。また正しい住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください。

<国外転居で本人が納税できないとき>

納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を納税義務者に設定していただきます。納税管理人は、原則として本市内に居住する者のうちから定め、市に申告します。納税管理人申告書は市役所またはホームページより入手できます。

※未徴収税額についてはできるだけ一括徴収にて納入していただきますよう、ご協力をお願いいたします。









年( ) 月 日

郵便局長 殿

逗子市長 桐ヶ谷



## 指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市市民税・県民税（特別徴収）取扱局に指定いたしましたので通知いたします。

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1 認可番号   | 貯業2第424号       |
| 2 口座番号   | 00200-4-960152 |
| 3 加入者の名称 | 逗子市会計管理者       |
| 4 取りまとめ局 | 横浜貯金事務センター     |